

3. 定期報告の対象となる建築物等

用途		建築物の規模等 (いずれかに該当するもの)	報告間隔
特殊建築物等	(1) 劇場, 映画館又は演芸場	・ <u>地階又は3階以上</u> ※注① ・客席部分の床面積200㎡以上 ・ <u>主階が1階にないもの</u> ※注①	2年 (西暦奇数年)
	(2) 観覧場 (屋外観覧席のものを除く。) 公会堂又は集会場	・ <u>地階又は3階以上</u> ※注① ・客席部分の床面積200㎡以上	
	(3) 病院又は診療所 (患者の収容施設があるものに限る。)	・ <u>地階又は3階以上</u> ※注① ・2階の床面積が300㎡以上 (2階に患者の収容施設がある場合。)	
	(4) ホテル又は旅館	・ <u>地階又は3階以上</u> ※注① ・2階の床面積が300㎡以上 ・ <u>A≥1,000㎡</u> (細則) ※注②	
	(5) 百貨店, マーケット, 展示場, キャバレー, ナイトクラブ, バー, ダンスホール, カフェ, 遊技場, 公衆浴場, 待合, 料理店, 飲食店又は物品販売業を営む店舗	・ <u>地階又は3階以上</u> ※注① ・2階の床面積が500㎡以上 ・ <u>A≥3,000㎡</u> ※注② (避難階のみの場合は細則により指定)	2年 (西暦偶数年)
	(6) 児童福祉施設等 (高齢者, 障害者等の就寝の用に供するものに限る。)	・ <u>地階又は3階以上</u> ※注① ・2階の床面積が300㎡以上	2年 (西暦偶数年) (H30～)
	(7) 下宿, 共同住宅, 寄宿舎等 (高齢者, 障害者等の就寝の用に供するものに限る。)	・ <u>地階又は3階以上</u> ※注① ・2階の床面積が300㎡以上	3年 (H30～)
	(8) 体育館 (学校に附属する物を除く。)	・ <u>3階以上</u> ※注① ・ <u>A≥2,000㎡</u> ※注②	
	(9) 博物館, 美術館, 図書館, ボーリング場, スキー場, スケート場, 水泳場又はスポーツの練習場	・ <u>3階以上</u> ※注① ・ <u>A≥2,000㎡</u> ※注②	
	(10) 事務所その他これらに類するもの	・階数5以上かつ <u>A > 1,000㎡</u> (細則) ※注②	3年
防火設備	(11) 定期報告対象建築物	随時閉鎖式のものに限る。 (外壁開口部の防火設備, 常時閉鎖式の防火設備, 防火ダンパーを除く。)	1年 (H30～)
	(12) 病院, 診療所又は高齢者等の就寝の用に供する施設 (200㎡超)		
昇降機等	(13) エレベーター (労働基準法対象のエレベーター及びホームエレベーターを除く。)		1年
	(14) エスカレーター		
	(15) 小荷物専用昇降機 (テーブルタイプは細則により指定。)		
	(16) 遊戯施設等 (観光用のエレベーター及びエスカレーターを含む。)		
(主な変更点)			
1. 対象となる建築物の追加。表中 (6)～(9)			
2. 防火設備の追加。表中 (11)～(12)			
3. (10) 事務所その他これらに類するものの報告間隔が2年から3年になりました。			
(備考)			
1. ※注① : その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以下の建築物を除きます。			
2. ※注② : Aはその用途に供する部分の床面積の合計をいいます。			
3. 表中, 細則とあるのは, 宇都宮市建築基準法施行細則により指定されたものです。			